化学物質の自律的管理に関する

ガイドライン

米沢地区事業場安全衛生委員会

令和６年４月1日

改廃履歴

版数	発行日	内容
第 1 版	2024 年 4 月 1 日	・制定

【目的】

このガイドラインは、国立大学法人山形大学米沢地区事業場における化学物質等の管理ついて必要な事項を定め、もって本学における化学物質等による安全衛生上の危害と環境汚染を防止し、その適正な使用及び自律的な管理を行うことを目的とする。

【対象とする化学物質】

本ガイドラインで定める化学物質とは労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和４年厚生労働省令第 91 号（令和４年５月 31 日公布））に関する労働安全衛生法に規定される安全データシート（Safety Data Sheet；SDS）交付義務の対象物質とする。

毒物及び劇物　毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）に関する毒物および劇物については「山形大学毒物及び劇物取扱規程」に規定する。

また、化学物質の廃棄に関しては「実験廃棄物の適切な処理および廃棄のためのマニュアル」を参照し、米沢地区事業場の安全管理全般に関することは「安全マニュアル」を参照すること。

【実施体制】

［化学物質管理者］

対象とする化学物質の製造、取り扱い、譲渡提供をする事業場には、必ず化学物質管理者の配置が法的に必要となる。化学物質管理者が担うべき業務も法令で定められているので、形式的に学長や学部長が兼ねる性質のものではなく、実務が担える管理者を下記のように事業場ごとに選任する必要がある。米沢地区事業場では副学部長を筆頭とし、学科長、技術部環境・安全衛生担当で構成される。

化学物質管理者は下記の管理に係る業務を行う。

一 化学物質等の性状及び取扱いに関する情報（SDS）等に関すること。
二 化学物質等に関するリスクアセスメントの実施及びその措置に関すること。
三 化学物質等の自律的管理に関わる各種記録の作成及び保存に関すること。
四 化学物質等の自律的管理に関わる使用者への周知及び教育に関すること。
五 リスクアセスメント対象物質による労働災害が発生した場合の対応に関すること。
六 前各号に揚げるもののほか、化学物質等の管理に必要な業務に関すること。

［保護具着用管理責任者］

リスクアセスメントの結果、保護具の着用が必要であると判断された場合には、その保護具を作業者が適切に着用するために、指導等を行う保護具着用管理責任者の選任が法律上義務付けられる。保護具着用管理責任者には選任要件があり、米沢地区事業場では第一種衛生管理者および衛生工学衛生管理者が該当する。

化学物質管理者および保護具着用管理責任者は必要な知識等を持ち選任要件を満たす者

の中から学部長が任命する。

【ラベル表示】

使用する化学物質の容器においては、ラベルに GHS（The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals, 化学品の分類および表示に関する世界調和システム）分類に基づいた情報が記されていることを確認し、また化学物質を小分けする場合には小分け容器にも同様のラベル表示を行う。ただしラベル表示が難しい場合は、例えば容器に色等で化学物質名が分かるように設定し、対応する SDS を閲覧できるようにする。

図　ラベル表示の例（試薬瓶等）

図　GHS 絵表示

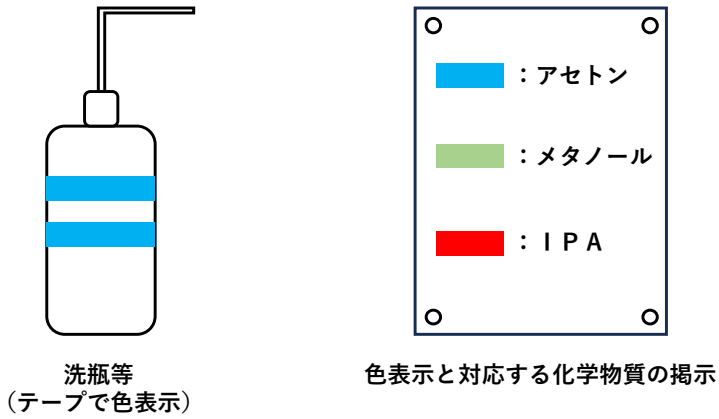

図 小分け容器の表示例

【SDS 等による通知】

使用する化学物質においては、作業者に SDS の内容を周知し、かつ作業場所に SDS を設置していつでも閲覧できるように管理する。

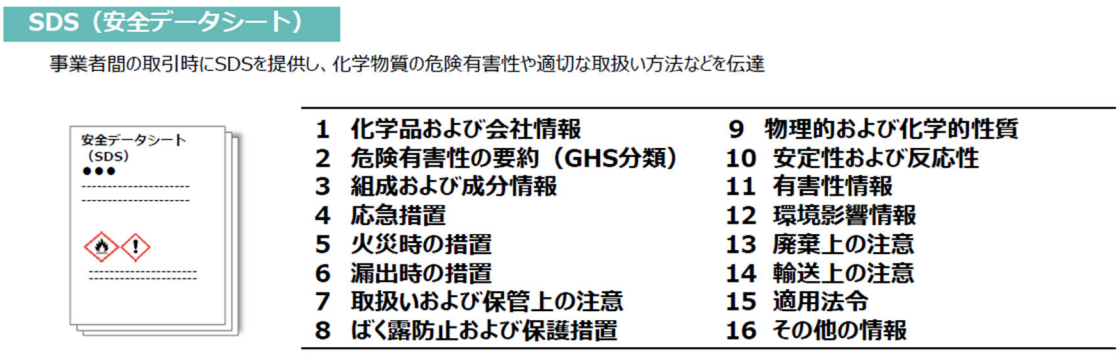

【リスクアセスメント】

リスクアセスメントとは、化学物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することである。

作業者（研究者および学生）は使用する化学物質について、化学物質管理者の指導のもとにリスクアセスメントを実施し、作業者が化学物質に暴露される程度を厚生労働大臣が定める濃度の基準以下にする必要がある。リスクアセスメントは作業者が初めて取り扱う場合や、初めて行う作業について実施する。米沢地区事業場内におけるリスクアセスメントの方法は「リスクアセスメント実施マニュアル」を参照する。

作業者はリスクの評価を行い、その結果は米沢地区安全衛生委員会にて報告され、審議される。結果に基づき、必要な場合は安全衛生委員会から対象となる研究室へ改善方法が指示される。

リスクアセスメントの結果の記録は最低 3 年間保存することとし、がん原生物質については 30 年間保存する。

【がん原生物質の作業記録】

事業者は、厚生労働大臣が定める「がん原性物質」について、これら物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者の作業記録等を 30 年間保存することが義務付けられている。

対象物質は厚生労働省が定めており、逐次告示されている。

化学物質管理者は作業記録の作成を指示し、米沢地区事業場ではこれを 30 年間保管する。

（具体的な方法は別途協議していく）

【健康診断】

対象とする化学物質を取り扱う作業者のうち、ばく露による健康障害発生リスク（健康障害を発生させるおそれ）が高いと判断された作業者に対し、医師等が必要と看取る項目について、健康障害発生リスクの程度及び有害性の種類に応じた頻度で健康診断を実施する。

（具体的な方法は別途協議していく）

【作業環境測定（第 3 管理区分に指定された場合）】

一年間に 2 回、作業環境測定を実施する。このとき第 3 管理区分に指定された箇所では、直ちに改善措置を実施する。改善措置後は再び作業環境測定をおこなって効果の確認をおこなう。改善できない場合は外部の化学物質管理専門家に改善方法を相談する。化学物質管理専門家による改善指示でも効果が確認されなかった場合、あるいは化学物質管理専門家によって改善が困難であると判定された場合は、個人サンプラー等による測定及びその結果に応じた有効な保護具の使用をおこなう。詳細は下図を参照すること。

第 3 管理区分に指定された場合、追加の測定や対応にかかる費用は測定場所の研究室が負担する。

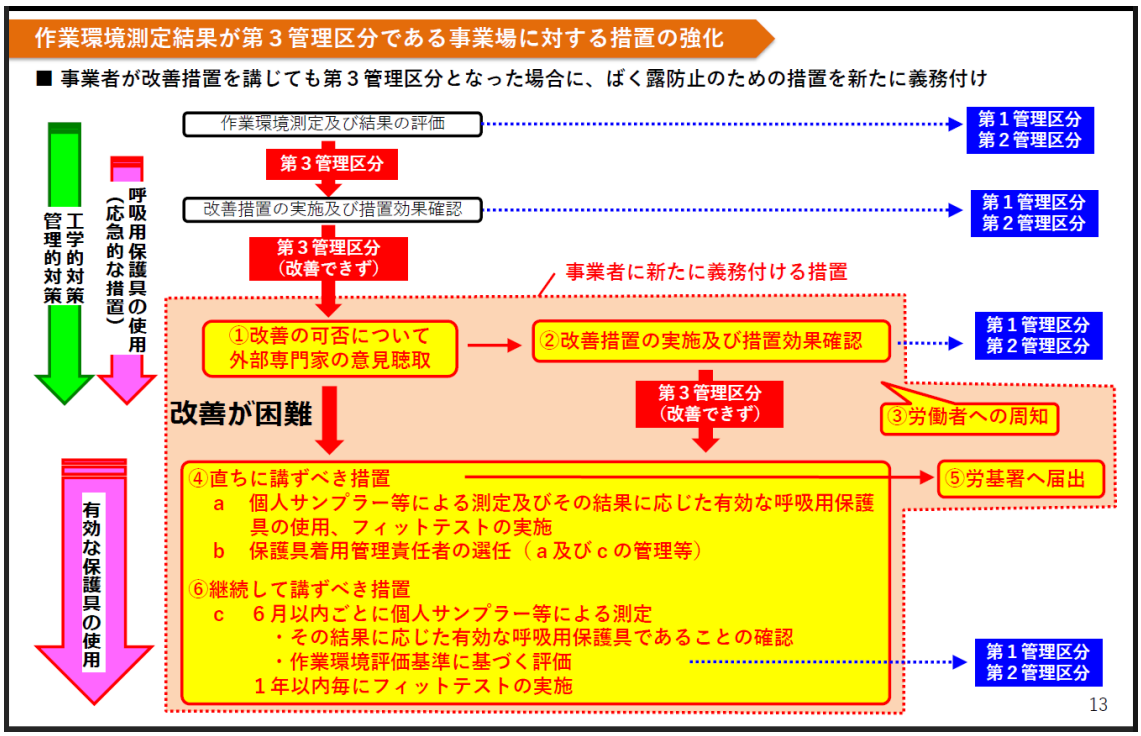

図 第３管理区分に指定された場合の対処

【自律的管理に関する教育】

米沢地区事業場では研究室に学生が配属される時期（10 月）に、化学物質管理者から教職員、研究者および学生に対して自律的管理に関する教育を実施する。

【参考】

・大学の自律的化学物質管理ガイドライン（第１版） 一般社団法人国立大学協会

・化学物質による労働災害防止のための新たな規制について ～労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和４年厚生労働省令第 91 号（令和４年５月 31 日公布））等の内容～
厚生労働省 web サイト
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html

・リスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドラインの策定について
厚生労働省 web サイト
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35778.html